



Title	報告3 法律の文化的人格の役割について - 中国の信訪制度の歴史的命運に寄せて -
Author(s)	李, 瑜青
Citation	北大法学論集, 54(6), 212-226
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15265">http://hdl.handle.net/2115/15265</a>
Type	bulletin (article)
File Information	54(6)_p212-226.pdf



[Instructions for use](#)

# 法律の文化的人格の役割について

——中国の信訪制度の歴史的命運に寄せて——

翻訳 李 瑜 青  
坂 口 一 成

一

法律は人々にルールを与えるとともに、一種の文化であり、独自の文化的人格を有している。如何なる国の法律であろうとも、それが擁するルールは抽象的なものではなく、直接的な形で人の社会生活を表すとともに、それを確認し、存在形式を具現化している。そのため、法律はこれまで孤立的に発展したことはなく、例外なくその国の法律が身を置く文化と相互につな

がり、影響・制約しあいながら存在し、発展してきたのである。一種の文化力の存在を認めることは、我々が法律の文化的人格を確認する際の重要な根拠である。人々は日常生活において常に文化の意味や役割を低く見積もり、文化を純粹な社会生活に飾りを添えるものくらいにしか考えておらず、気軽に褒め称えたり、論評している。他方、法制度構築のニーズを強調するときには、こうした作業を「変更しがたい」存在物と簡単にみなし、これも事実上は文化力であることに目を向けていない。

いわゆる文化力については、文化が社会生活においてこれまで消極的、受動的、あるいはあつてもなくてもよい存在であつたことはなく、経済や政治、さらには人々の日常生活などを見えない形で設計してきたことを指摘しなければならない。文化的

伝統が悠久であればあるほど、この設計は完成度が高い。この設計において、人々は独特の精神世界を築き上げたのみならず、往々にして相互のアイデンティティーを確認するためのルール原理を築き上げてきた。文化力のこうした作用により、文化力は特殊な文化的信号を発し、人々の潜在力を引き出し、人の態度や情緒、民族の結集力と求心力などに影響を与えている。文化力の作用は、我々が歴史ニヒリズムに立脚して一国の「法制」〔「」内は原語のままであることを示す。以下、同様。〕を構築することはできず、「法制」構築のプロセスは伝統および現代の文化と必然的に複雑に絡み合いつながっていることを我々に伝えている〔「ここでいう「法制」とは、「一定の階級による民主的政治の制度化、法律化、さらには厳格に法律に基づいて国家を管理するというひとつの原則」を指す。『法学詞典（増訂版）』（上海辞書出版社、一九八四年）六〇二頁参照。〕（「」内は訳者注。以下、同様。）。我々が伝統および現代の文化を正しく選択できなければ、文化力の無形の設計作用は人の意思

により変化せず、常に客観的に影響を及ぼすことにより既定のパワーを形成する。それにより、自国の現実の発展の客観的要素から中国の「法制」構築を乖離させ、時代の発展のニーズを満足させることができなくなる。

法律の文化的人格の作用により、我々は現代的「法制」構築を進めるに際して、正しく伝統文化を扱わなければならない。ここに一国の法制度における個性の問題が現れる。哲学的理性に満ちた格言がある。すなわち、「民族が存在してこそ世界である」。文化の民族性を持ち出す所以は、文化が一種の社会現象として、それを構成する人類と密接に関係しており、人類の社会変遷に付き従っているからである。文化は一定の人類および環境と相関的な必然性において、文化の民族性を生み出す。「法制」構築において民族の文化的内在要素の役割を軽視し、簡単な「拿来主義」〔外国の法制度をそのまま引き写すべしとする考え方のこと〕式の継受を採用すれば、その直接的結果は、社会的文化システム全体の紊乱を招き、社会システムにおける各文化力の作用のつぶし合いを引き起こすことになる。二〇年以上にわたる改革・開放により、中国は閉鎖から開放へと向かい、中国と西側の経済的、文化的交流は日に日に頻繁になっていく。しかし、中国と西側は経済的に大きな格差がある

ため、一部の人は全面的西洋化「全盤西化」を主張し、自民族の文化について最低限の自信を喪失している。こうした見解は法学研究においても時々現れている。こうした見解が現代中国における「法制」構築に影響を及ぼすのであれば、由々しき結果を招くことになるであろう。実際、こうした文化観を支持する人々は認識のレベルにおいて誤解がある。つまり、時代性と民族性という二つの要素を混同しているのである。西洋現代文化は、現代化された西洋伝統文化でもある。そこには永久性と人類性の要素があり、他の民族が発掘して用いることができる。また、時代性に合致する要素についても他人が参照・吸収することができる。しかし、これらは無条件で他の現代化された民族や国に適用できるものではない。なぜなら、それには独特の民族性の一面があるからである。そのため、イギリスの著名な歴史学者・トインビーは次のように述べている。ある文明システムにおいて無害で、ひいては有益な要素がひとたびその文明の枠組みの制約から離脱し、別の文明システムに入り込めば、その文明システムに致命的な危害を及ぼすことになるであろう。なぜなら、その文明にはそれを制約するための相対的メカニズムを欠いているからである。そのため、「ある人の好物は、完全に他人の毒薬にもなりうる」。

しかし、伝統文化は社会の精神生活と直接的な相関関係があるのみならず、生活全部と密接につながっている。人々の精神生活には伝統的内容があるのみならず、現代的生活の内容もある。人の生活は一方においては、伝統文化を継承・維持しながら、他方においてはそれを解消・超越している。解消・超越活動に影響を及ぼしている主たる要素は、社会の生産力および生活方式である。そして、生産力は最も根源的なものである。一定の生産力および生産関係に生じる現実的条件は生活方式に基礎を提供し、生産方式の絶え間ない進歩に伴い、生活方式も進歩し続ける。伝統文化の解消または超越の根源は、究極的には生産方式および他の表現形式——システムにある。この意味からいって、結局のところ一国における現代の「法制」構築が根本的に具現化しているのは、社会の生産方式についての客観的要請である。そして、それはその時代における文化の進歩・選択を代表しているのである。つまり、法律の文化的性格は凝固したものではなく、不断に超越していくものであり、「法制」は民族の個性を維持することを土台にしながら不断に超越していくプロセスなのである。中国の作家・王蒙の小説「小小小……」は、風刺を交えながらこの道理を説明している。この小説の内容は大略以下のとおりである。一〇〇年前にある地方

で絶妙な演技力で名を馳せた「香又紅」という芸名の俳優がいた。彼女は非常に人気があった。彼女が引退した後、彼女の一番弟子の「小香又紅」が一番人気の俳優となった。なぜなら、「小香又紅」は「香又紅」と演技のみならず、容貌、趣味、習慣もそっくりだったからである。その後、「小香又紅」が引退した後、舞台を独占したのは「小小香又紅」だった。現在、「小小香又紅」が看板俳優となっている。しかし、現在、この劇は衰退の一途を辿っている。どうしてか？微積分の原理からいって、このように小小小……と続いていけば、いずれはゼロになるからである。この小説は文化の生存に対する社会発展の意義、および「法制」構築に対するその意義を鋭くつきつけている。

## 一

上述した法律の文化的人格およびその役割の理解に照らして、以下では中国における「法制」発展に含まれる文化的内容を考察し、現存する様々な文化的精神について指摘したい。

一般的にいうと伝統中国の「法制」は、皇権を中心とし、「刑法を重んじ民法を軽んじる」ことを特徴とする。その精神からいって、これは伝統文化の内在的観念と深くつながっており、

伝統文化はその土台である。立ち入って考察すれば、自然経済構造の上に築き上げられた中国の伝統文化は、観念形態において東洋民族のある種の意識的特徴を顕著に反映していることを看取できる。それは古代ギリシアに代表される西洋文化の伝統的特徴とは異なる。古代ギリシア文化の精神は人と自然科学との関係を重視し、科学的精神に富んでいた。中国の伝統文化は人と人との関係をより重視し、「求善」を目標とする倫理型文化に属する。古代中国のこうした倫理型文化は、倫理と政治を同列に論じ、倫理は国家の政治生活全体の基盤となるとともに、他の社会生活の各領域に浸透した。政治原則は一般的に倫理原則から導かれなければならない。倫理学説はまた翻って政治のために論を展開したのである。中国の伝統文化はまさにこうした倫理と政治が相互に融合した倫理的な政治の中に独特の観念構造を構築し、かつ、倫理観念の形態で表れたのである。私見によれば、以下の内在的観念がその中でも最も際立っている。

(一) 全体至上。倫理上、中国古代の「天人合一」の哲学的思想は、全体至上の観念に基盤ないしは根拠を提供している。この哲学的思想は、天——地——人を統一された全体とみなし、「人と天地の万物を一体とする」ことを「天人合一」の最高の

境地とする。そして、このことと関連して、全体との関係において全体を至上のものとし、全体を土台として個体を埋没させる心理的傾向を形成した。まさにこの意味において、中国の伝統文化には社会的人格を重視し、個体的人格を軽視するという特徴があるといえる。人々は関係の中からあらゆることを理解し、人を全体の分子、ないしは個体ではなくパートとみなすことに慣れている。ここから、人は集団の生存を欲し、倫理・道徳を備えた主体的かつ相互的な個体であるという結論が導かれる。この問題について、学説によりその表現は全く同じではない。例えば、儒学者は体系的で厳格な道徳規範により個人の行為を束縛し、個性を消滅させようとする。道家は人の意思は虚無の中でこれと融合し、無己、無功、無名を唱導し、人の感情的衝動や理性の追求を放棄するよう主張する。そして、中国仏教の方法は解脱、すなわち苦痛を取り除く体系的な修行方法を採用し、世俗の世界から抜け出し、涅槃の境地に入るといふことである。

(2) 貴義賤利。「義」とは道義、すなわち、封建的身分制度の倫理・道徳規範を維持することである。「利」とは人々の切実な利益や実際の功利を指す。中国の伝統文化の考え方には、

「貴義賤利」(義を尊び利を卑しむ)の傾向がある。この点、儒学の学説は最も典型的である。孔子は「君子ハ義ニ喻リ、小人ハ利ニ喻ル」(『論語・里仁』)といい、孟子も梁恵王との対話の中で同様に、「王ナンゾ必ズシモ利ヲ曰ハンヤ、亦仁義アリテ已ムセン」(『孟子・梁恵王上』)と述べた。孔子と孟子のこうした人生観および価値観は、宋・明代の理学に発展し、再び強烈な禁欲主義の傾向が現れた。中国史において、他の学説や理論も類似の見解を主張している。老子は「清心寡欲」(心を清らかに保ち欲情を去る)を提唱し、「道」を体得するためには、まず心中の欲望を排除し、できる限り「少私寡欲」(私心を排し、欲情を去る)、「見素抱朴(素朴を好む)」を実行しなければならぬと考えた。すなわち、「日損」(欲望を)日々減らして、「無為」に達するのである。中国仏教についていえば、いわゆる「一切皆空」を主張し、人の欲は諸悪の根源であるため、欲を捨て去らなければならないと考えた。

(3) 孝悌為本。孝行を根幹とすること「孝悌為本」は、中国文化の特徴を反映している。孝経は、「夫ノ孝、道ノ本ナリ」といい、また次のように具体的に説明している。「身体、髮、肌は父母から授かったものであり、傷つけないようにすること

は、孝行の始めである。身を立て、道を修め、後世に名を残し、父母の名を顕すことは、孝行の最後である。男子の孝行は親に仕えることに始まり、君主に仕え、最終的には立身することである。孝道は立德修身の根本、「民の道」のみならず、また天下を治める原則、「天の経」、「地の義」でもあったのである。

そのため、孔子は孝行を「仁」の根本ととらえ、「孝悌ナル者ハ其レ仁ノ本タルカ」(『論語・学而』)と述べたのである。「仁」は本来的に中国の伝統倫理規範の最高原則であり、孔子思想体系の理論の核心である。孔子は孝行を仁の本としたのであった。ここから、中国伝統文化におけるその地位を窺い知ることができ。孝行の考え方は、その後の社会発展に深く影響し、とりわけ次のような点に際立って反映されている。中国社会の人情重視、情感要素の社会生活の各シーンへの浸透、人間関係「人間関係」の樹立による安心感、人々の価値指向や心理メカニズムも情感的であること、そして、情感が人々の精神生活の重要な内容となっており、こうした情感は主に倫理的な情感であり、血縁に基づいている、ということである。

(4) 崇古導向。中国の伝統文化にはまた、古きを尊び導きとする「崇古導向」の特徴があり、これが内在的文化観念となっ

ている。歴代の思想家は先王の道を非常に崇拜し、また「堯舜の治世」、「三代の隆盛」を歴代の帝王の手本と言い伝えてきた。孔子は、「周ハ二代ニ監ミテ郁郁トシテ文ナル哉。吾ハ周二従ワン」(『論語・八佾』)と述べ、朱子も夏朝、商朝、周朝三代の帝王の支配期は「天理が盛んになり」、「王道が世に栄えた」と考えた。しかして、三代以降は王道が失われ、道統が断絶し、霸道が盛んになった。道家にもこうした特徴が認められる。老子の理想は古の小国寡民社会である。曰く、「小国寡民、甚伯ノ器有リテ用ザラシメ、民ヲシテ死ヲ重ンジテ遠ク徒ラザルシム。舟輿有リト雖モ、之二乗ル所無ク、甲兵有リト雖モ、之ヲ陳ヌル所無シ」(『老子』八〇章)。

(5) 等級有序。社会において強制的服従を特徴とする身分システムは一貫して中国の伝統文化が追及してきた倫理的政治的目標であった。そのため、これも伝統文化の内観念となっている。とりわけ、君王は至上であり、「天地ハ君子ヲ生ミ、君子ハ天地ヲ理ム。君子タル者、天地ノ參ナリ、万物ノ和ナリ、民ノ父母ナリ」(『荀子・王制』)。伝統的倫理観念は忠君思想を際立たせるとともに、五輪(君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信)を筆頭とした。君王は賢明な裁決者とも

なされ、庶民は「人微かにして言軽し」であり、君王のみが「一言九鼎」「九鼎」とは重要な宝の意」とされた。認識や道徳あるうとも、あるいは言動や人間関係においてであろうとも、王道を尊ぶべきとされ、最高の基準とされたのである。この最高の基準を目の前にすれば、人は服従するしかなかった。社会全体が君王を核心として身分的な政治官僚システムを構築した。これは、家族関係において血縁関係の親疎に依拠し、宗法觀念を紐帯として構成され、情感的かつ主体的に服従し、かつ、それにより孝順の名声を得ることを心理的満足感とする宗法システムとワンセットである。こうして伝統的な倫理原則は、必然的に社会の最高原則となり、あまねく受け入れられ、国家全体で身分制の家族支配を実行したのである。

### 三二

もとより、法律の文化的人格は一国においても単一ではない。事実、人々は歴史層により様々な文化を構成してきた。中国の伝統文化についていえば、上述のように当時の中国社会における自然経済構造に深く規定されている。我々が現在構築しようとしている社会主義市場経済は自然経済と根本的に対立するも

のであり、传统文化の批判的継承を土台として、真新しい文化的人格を自然と形成している。その中でも、市場経済の「法制」精神は現代中国文化のひとつの気質である。市場経済は市場化された商品経済であり、社会経済と自然経済の運行形式として、自然経済と対立する。市場経済と自然経済を比較すれば、自然経済が生産使用価値を目的とする生産方式であることを看取できる。自然経済の経済形式においては、人々の生産の目的は交換ではなく、社会集団における生産者個人の直接的な生活上のニーズを満足させることである。他方、市場経済は生産交換価値を目的とする。この生産方式においては、生産者の剰余生産品は商品であると同時に彼の生活必需品でもあり、各種の生産条件も商品となる。つまり、あらゆる生産活動は商品生産と商品交換に集約できるのである。そのため、市場経済には流通性、開放性、社会性などの特徴があるのである。まさにこのため、市場経済の本質的要求は、必ず法理型経済でなければならぬ。すなわち、法律を社会的経済的生活を支配する形式、およびこれをコントロールする手段とし、これにより市場運行のルールや原則を設定し、市場主体の多様化を規範化・制約するのである。人々は非人格的な法律秩序に服する。以上の市場経済の特徴の成因は次のとおりである。市場経済という環境において、

各個体または企業は市場により結びつけられており、各個体であろうと企業であろうと自らの利益およびニーズを有する。しかし、それらにはさらに個体を超越した共通の利益がある。すなわち、市場の秩序、規範性および社会全体の安定性を保障できるか否かは、個体の利益が実現できる否か、およびどの程度まで実現できるかを決定するカギなのである。そこで、法律が全体を保護し、個体を制約する根拠および保障となるのである。市場経済が要求する文化は、必然的に伝統文化の内面的観念と衝突ないしは闘争することになる。しかしして現代的「法制」は、こうした文化の衝突の中に自己を実現するものである。以下ではこうした文化的観念の衝突および闘争について、次の主な面について分析したい。

(1) 人格独立の意識と消極的な依存意識の衝突

市場経済は発達した商品経済である。商品経済は交換経済である。そして、交換経済を法律的にいうと権利の譲渡である。ここで交換の主体を設定することが必須となる。この主体に国家や政府などが含まれることは明らかであるが、これらだけではない。市場経済の主体は市場経済活動におけるあらゆる自然人および法人である。市場経済主体の特徴は、昔日の対人

依存関係から抜け出し、物（現物と貨幣を含む）の依存関係を通じて活動を行う、という点にある。各主体は市場活動において自由である。ここでいう自由とは、制約を受けないという性質ではない。不平等な地位の下で強制や脅迫されたり、選択できないなどの状況における自由ではない意思や、主体的意識に違背するということに対していつているのである。現代中国の「法制」精神は人の主体的独立および自由の確立を前提としているのである。

しかし、中国の伝統文化の内面的観念はこれとは反対である。それは「全体至上」を唱導し、人々の経験的意識に具体化された。すなわち、忠孝などの倫理により個人の存在およびその家族、国家との関係を認知、体験、評価し、人々の行為を規範化するよう主張するのである。人は独立した個体とはみなされず、全体の分子またはパートであった。こうした倫理至上や全体至上の文化的ムードにおいて、個体の独立性および全体性が消失したことにより、対人の依存が登場する。天子、諸侯、卿大夫の間は政治上の君臣関係のみならず、血縁上の大宗小宗の關係でもあった。こうして社会組織、経済構造、政治機構などは、いずれも例外なく宗法血縁関係と緊密につながり、人々の君主に対する無限の、しかも改めがたい依存心理を形成したので

あった。君王は「全体」の身分であらゆることに号令を下し、他の者はパートや分子にすぎず、その職責は服従することである。この服従は実際には人身的依存と人格的依存である。中国の伝統文化が内包するこうした消極的依存意識は、現代の「法制」精神が唱導する人格独立の意識とは明らかに相容れないものであり、激しく衝突している。

### (2) 平等意識と身分意識の衝突

現実の中国社会において、市場経済システムの確立により、人の個性化は社会における経済活動を通じて社会生活全体に深く浸透している。こうした活動の特徴は次の点にある。人々が自らの意思に従い物事を進め、他の当事者がその意思を強要することを許さない、すなわち、市場主体の自主性が次の二点において他人の依存を打ち破るといふ点である。活動自体から見れば、市場主体はもはや他人に服さず、またただ上へのみ従うのではなく、自分で全てを決定する。活動の結果から見れば、市場主体の生存・発展はもはや他人の関知するところではなく、利益は自己に帰し、自身で自らの運命を握る。このような市場経済の発展により、法律は次のことをはっきりと求められる。すなわち、交換主体の人格の平等を確認し、各所有者の財産に

対する所有権を保護し、所有者の意思を尊重することにより、自由かつ平等な交換を保障せよ、と。これらは現代中国の「法制」精神のしかるべき内容である。

しかし、中国の伝統文化が具現化する倫理原則に含まれる内的観念は、これとは反対である。それは「君ハ臣ノ綱タリ」などの顕著な身分観念を唱導する。こうした伝統的観念の影響を受け、人々は厳しい身分制の人倫の網に陥り、人というのは生まれながらにして不平等であり、高貴な人がいれば、卑賤な人もおり、しかもこれは変えられないことと意識させられた。各個人は身分相応の倫理や職責を尽くさなければならず、歩たりともを矩を踰えることは許されなかった。個人の欲望、本能、個性、自由はすべからず制約された。個人にはいわゆる語るべき独立の価値などなく、個人の価値は普遍的倫理原則に埋没した。伝統文化の内在的観念である身分意識が現代の「法制」精神が要求する主体的意識、平等の観念と正面から衝突することは明らかである。

### (3) 権利と義務の統一の意識と消極的義務意識の衝突

自主、自立、自強のみならず、責任、権利、利益の結合がなければならぬことは、市場経済を進展させるための客観的要

求であり、また現代中国の「法制」精神の具現化でもある。市場経済を發展させるための重要な一環は、市場主体を養成し、一人前にすることである。法人は独立した自主権、すなわち自主経営、損益自己負担、自律的發展がなければならぬ。こうした法人本位の実質にはその価値や権利の確認が含まれている。一般的な個体についても、行為が自主的な選択であり、またしかるべき社会的利益を享受するため、その権利を確立した。しかし、権利を強調すれば、その一方でまた権利主体の義務の問題にも関わらざるをえない。事実、人々は一定の社会構成員として社会で生活を営んでおり、個人が意識しようがしまいが、客観的には社会や他人に対して一定の使命、職責ないしは任務を当然に負っている。そのため、人は社会や他人に対して義務を履行しなければならぬ。義務は神が下した啓示ではなく、人々の善良な意思や自然的本能のニーズでもない。権利と義務は対等なのである。法律は社会の共通意思の産物であり、法により生み出された管理プロセスが人々の共同の合意を土台として樹立されれば、責任、権利、利益三者の高度な統一、権利主体と義務主体の合一が実現されなければならない。

しかし、中国の伝統文化の内在的観念は、これとは反対に消極的な義務意識を唱える。いわゆる消極的義務意識とは、義務

本位の考え方であり、しかるべき権利の存在を根本的に否定する。伝統文化においては全体至上、倫理至上が崇拜され、関係の中において人の存在を確立するだけで、人の存在についての独立した価値や意義を否定していた。このことが表しているのは、人には消極的義務しかないという意識である。伝統文化においては「貴義賤利」を唱え、支配階級の利益や要求を保護し、人々が自らの利益を追求することについての合理性の存在を否定しないしは抹殺してきた。このことも同様に、人には消極的義務しかないという意識を反映している。消極的義務意識の存在の根幹は、当然に自然経済システムと内在的に関連している。自然経済の条件下では、生産は簡素かつ直接的で、上下垂直な家族内の管理構造を育んだ。家族の重要性は個人よりも高く、個人は家族のために義務を負い、家族を正常に運営できるようにしなければならない。そして、宗法関係においては、個人が家庭の中で義務はあるが権利がなく、権利と義務が分離した状態を形成していた。こうした独特の経済はさらに人々の政治、道徳などの生活に浸透し、長期にわたる内在化を経て文化現象として凝固した。そのため、中国人は自身が有すべき権利についてかなり無知になった。こうした消極的義務意識は現代中国の「法制」精神が唱導する権利と義務の統一の意識と激しく衝

## 資 (4) 法治意識と人治意識の衝突

いわゆる法治とはその名のとおり、法により国や社会を統治することである。中国における現代化建設プロセスは、経済大国を目指すプロセスにおいて安定した法治環境を構築するよう求める。同時に、現代社会は極めて複雑であり、マネージメントは日に日に精細になり、一定の社会的ムードを必要とするのみならず、さらには個人の独断が社会にもたらす損失をできる限り回避しなければならぬ。このように法治には特別な意味がある。理論的にいうと、法治システムにおいて、法は個体や団体を超越した客観的必然性および理性のパワーであり、人々を結びつける紐帯ないしはネットワークとなる。そして、あらゆる人々に的確かつ明確に、そして普遍的に有効な行為準則および評価の尺度を提供する。法治は全てのことについて法を根拠とし、(行為準則の曖昧性や(客観的な)数値化の欠如によりもたらされる様々な社会の病理を排除し、社会の高効率率の運行にプラスである。のみならず、人々は同一の原則に基づき自身をコントロールするとともに他人に要求し、自身を保護し、自身や他人の行為についての確に評価・予測することができるよ

うになる。そのため、その中には効率、公正、自由および平等が当然に含まれる。社会生活において法治を確立することは、現代中国の「法制」精神の必然的要請である。

しかし、中国の伝統文化の内在的観念はこの逆である。中国の伝統文化の内在的観念は、自然経済を基盤とした家国一体の独裁社会で生成した。この家国一体秩序を維持する規範は、やはり家長や君王個人の意思の産物である。このような中国の伝統文化の内在的観念が人治精神を唱えたのは必定である。中国の伝統文化である「崇古導向」は、古代の賢人の見解を至高の観念とみなすことに表れている。中国の伝統文化である身分観念は、実際には君王の至高の地位を論証し、君王個人が永遠に法律を超越した存在でありうる、あるいは君王自身が法律の化身であり、個人の権力で随意に法律を支配できる人治の伝統を形成した。中国の伝統文化である全体至上の観念は、君王が全体の象徴であり、その意思は自由でありうることを証明している。以上のことから、伝統文化の内在的観念が、君王個人は人心における輝かしい地位にあり、法律は社会における侍女にすぎないという現象を招いたことを看取できる。こうした人治観念の影響が深く浸透したため、人々は生活の改善および民族の富強を賢明な君主の登場に依存することに慣れてしまった。ま

た、社会の興隆と危機も完全にひとりの具体的個人——君主が賢明であるか凡庸であるかに左右された。こうして国家や民族全体の命運は完全に偶然性に委ねられ、人々が人治を崇拜し法治を蔑視するという民族意識が形成された。このため、伝統文化の内在的観念が具現化する人治意識は、現代中国の「法制」精神が提起する法治の要求と鋭く衝突する。

(5) 公正意識と人情意識の衝突

現代中国の「法制」精神の発展は、さらに公正意識ともつながっている。いわゆる公正とは、人々が交流や交際のプロセスにおいて、自由、平等および良好な生活への渴望に基づきながらも合理性を維持することを指し、人々を事務処理において私利や情感の要素の制約から脱却させる。公正な態度で社会の各分野の利益を保護することは、法律の伝統的使命である。このことは法律の尊厳を維持する助けとなるばかりか、社会生活の各分野が正常な軌道にしたがって運行され、生産を促進し、人々が社会のためにより多くの財を創造するよう奨励し、社会の文明度を向上させる。社会主義市場経済を建設するに際しては、ハイレベルに理性化・制度化された文明社会を構築しなければならぬ。法律により社会の公正を維持することは、こうした

社会の客観的要素である。現代中国の「法制」精神が唱導する社会の公正の意識は、社会主義社会の経済建設および発展のニーズを満たすことができる。

しかし、中国の伝統文化の内在的観念はこれとは異なる。中国の伝統文化の内在的観念は、自然経済を土台とした血縁宗法システムの産物であり、一貫して倫理至上の精神が貫かれている。その中には人々が人情関係を尊び法律を軽視するという法律よりも人情の考え方の特徴が表れている。「孝悌為本」の考え方は、元来道德上の両面性を有している。一方では宗法的人倫関係を反映するとともに、封建的政治支配のために奉仕するよう用いられる。他方においては、中国の伝統文化における高齢者を敬い幼い者を慈しむという素晴らしい美德を反映している。これは人性の中でも伝えていくに値する善良なものである。しかし、「孝悌為本」の観念はその後の変遷の中で、また伝統文化の義を重んじる観念と結びつき、人情を人性よりも尊び、人情観の色彩が濃厚な小団体ないしは宗派意識を植え付けた。今日においても、我々は依然としてこうした人情意識の影響がしっかりと存在していることを看取できる。例えば、ここ数年、祖廟を修繕したり、家系図を補正したりし、「祖先を確認して宗族に帰す」ことがすこぶる流行っている地方がある。また、

一部の地方では封建的宗法勢力が悪質に拡大し、族長の権力が村長や郷長を超越し、党の規律や国の法律が家族法に取って代わられ、宗族の利益が国や人民の利益を圧迫している。これ以外に、社会のヤクザ勢力も台頭し始め、社会の公正と法律の尊厳に公然と挑戦している。このような行為はいずれも社会現象である。伝統文化の内在的觀念の影響を受けた人々が、人倫・道徳や情感を用いて彼らに対する法律規範の制約と要求を改めようと尽力し、理非曲直を封建的倫理・道理の中に埋没させているのである。このように、社会が提供するシステム環境により人々は精神的ないしは物質的な物事を情感のキャリアに変えて、個人の意思に影響を及ぼし、最終的には規範本来の内容を改めるのである。現代中国の「法制」精神が唱える公正意識は、こうした伝統的な人情意識と正面から衝突する。

#### 四

法律の文化的人格の歴史の変遷という視点から、現代中国における「信訪」制度の歴史的命運を考察することは、重要な意味がある。「信訪」とは、「行政機関に人民大衆が手紙「来信」や窓口に向いて「来訪」、行政上の紛争解決を訴えるという

一種の行政苦情処理制度」をいう。木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門（第三版）』（有斐閣、二〇〇三年）二三七頁。「信訪」は中国においては法定の権利である。現行憲法および関連する法律には「信訪」権についての明確な規定はないが、憲法四一条一項は「信訪」権の主たる法源であると一般的に考えられている。本条は、「中華人民共和国市民は如何なる国家机关または国家勤務人員に対しても、批判または意見を提出する権利を有する。国家机关または国家勤務人員による如何なる違法な失職行為についても、関連する国家机关に不服を申し立て、報告し、または告発する権利を有する」と明確に規定する。もちろん、「信訪」権には批判、提案および告発だけではなく、市民の要求権も含まれる。「信訪」権は民衆の基本的権利として、憲法で確認され、保護されている。これに対応して、国は憲法や行政規範の形式で「信訪」の活動および業務を規範化している。またこれ以外にも、専門的な「信訪」業務機構を設立し、「信訪」の専門官を配置して民衆が「信訪」により申し出した問題や要求を処理させている。各級国家机关が行っている「信訪」の専門業務も制度化され、「信訪」制度の一翼を担っている。

社会の矛盾を解消し、社会の正常な秩序を維持する「信訪」

制度の役割には目を見張るものがある。現段階の中国においては民主主義・法治建設がまだ完成されておらず、政府の権力は規律されているが、やはり膨張を呈している特徴がある。また、民衆については社会転換期における生存への圧力および貧富の二極分化が由々しく、さらには市民の権利保障メカニズムも不完全である。こうした状況の下で、民衆がえん罪の疑いを着せられたり、不公平に遭遇したときに、「信訪」制度は社会の衝突や紛争の処理または解決を通じて、社会の矛盾を解消・緩和することができる。また同時に、客観的に見れば、民衆に不満を吐き出すルートを与えているともいえる。「信訪」制度は正義を実現しようとする民衆の信念を強化している。また「信訪」制度は、現在我々が進めている反腐敗闘争においても重要な役割を果たしている。関連部門の統計によると、反腐敗闘争において警察が刑事事件として捜査することを決定した事件のうち、八〇%が大衆の通報によるものである。「信訪」制度は国家監督システムにとって不可欠な制度である。

しかし、「信訪」制度の気質についていえば、そこに伝統法の文化的人格に対する強力な支持が含まれていることを看取できる。「信訪」制度の主体は各級政府の公務員であり、申し立てられた問題を解決するカギは指導部の重視である。このこと

は具体的には、指導部が「信訪」案件の受理、処理の程度および処理の方法を決定するということに表れている。「信訪」機構は主に指導部に奉仕する機構であり、指導部の授權に基づき、あるいは指導部の意向を受けた事務方が実際に運営している。「信訪」制度は申し立てられた問題の処理について、厳格な手続や規定を欠いており、恣意を挟む大きな余地を残している。

他方、民衆が熱心に政府に訴えでる所以は、文化的淵源から見れば、伝統的な官本位思想および家長型管理方式がとりわけ大きな影響を与えている。上述のように、中国の伝統文化の内面的観念は「全体至上」を唱導し、人々の経験的意識に具体化された。すなわち、忠孝の倫理により個人の存在およびその家族、国家との関係を認知、体験、評価するよう主張し、人と人との関係は往々にして服従と依存の関係に表された。このように、「官本位」は現実生活において文化的心理的基盤を得ているのである。また、社会主義時代に入った後、長期にわたる計画経済を実施してきた。この経済システムは社会生活の各レベルに反映され、現実における官本位の影響を強化してきた。他方、現在の社会転換期において政府の役割も転換しているが、それ自体はまだ転換のプロセスの真っ直中である。政府の行いが依然として極めて重要な役割を果たすということは、こうした中

国社会における法治の発展の特徴により決定されている。

以上の分析に基づき、「信訪」制度の歴史的使命について次のように指摘する学者がいる。すなわち、「信訪」制度の存在および発展は法治秩序に適合的ではない。法による国家統治のプロセスにおいては、官本位の「信訪」制度は許されず、行政系統から独立した司法制度でなければならず、現代的「法制」秩序構築の核心としなければならない。この見解はもちろん理に適っている。現代的「法制」構築は市場経済と現代化の発展の

客観的要求であり、新しく生成してきた法律の文化的人格のパワーを育むものである。そのため、人々は司法の不正、司法の腐敗、および司法に対する行政の干渉を排除するよう強く求め、司法部門も裁判官職の任官制度、裁判官の誤判責任追及制度、法院における公判制度などの改革を積極的に推し進めている。これらはいずれも中国における「法制」の発展と進歩を示している。しかし、「信訪」制度は現代的「法制」秩序の理想的構造と矛盾しているが、我々がそれを簡単に廃棄することはできない。その理由は、社会転換期においてこうした「信訪」制度を支持する社会的客観的条件がまだ存在していることのみならず、また伝統的な法律の文化的人格が依然として固有の生

命力を保持し、現代的「法制」精神と衝突する形で中国の「法制」の発展に頑強に抵抗しているからでもある。したがって、我々がやらなければならない作業は、「信訪」制度を中国の現代的法治体系に積極的に組み込み、それを改造して中国の現代的「法制」の重要な構成要素および特色とすることである。このことは、我々が法律の文化的人格の役割を尊重すれば当然に考慮しなければならないことである。

#### 主な参考文献

- 李瑜青など『法律文化研究』（陝西人民出版社、一九九七年）  
 勾傑成『人民信訪史略』（北京経済学院出版社、一九九六年）  
 李瑜青『人本思潮与中国文化』（東方出版社、一九九九年）